

個人情報の第三者への提供について

当健康保険組合は、あらかじめ加入者の事前の同意を得た場合を除き加入者の個人情報を第三者に提供いたしません。

ただし、次の各号に該当する場合は、加入者の個人情報を第三者に提供することがあります。

1. 法令の定めに基づく場合
(医療費支払に関わる、社会保険診療報酬支払基金とのレセプトの授受)
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合
3. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために必要であって加入者の同意を得ることが困難である場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、加入者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

また、以下の次項について、従来どおりの取扱いにさせていただくこととしましたが、これらの事項はいずれも第三者提供に該当するため、本人の同意が必要となります。

なお、加入者本人にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえないものについては、厚生労働省のガイドラインによって包括的な同意でよいこととなっています。

したがって、当組合では、以下の事項について、包括的な同意とさせていただきますので、同意されない方につきましては、当組合の個人情報相談窓口までご連絡ください。

1. 高額療養費に該当した場合には、本人の申請に基づかずに支給すること。
また、その支給は事業主を経由して行うこと。
 2. 付加給付（医療費等の負担額の上乗せ給付）を本人の申請に基づかずに支給すること。またその支給は事業主を経由して行うこと
 3. 傷病手当金などの給付は事業主を経由して支給すること。
 4. 医療費通知（患者名、診療月、医療費、医療機関名等の受診通知）を世帯単位でまとめて被保険者に通知すること。
- * なお、4の医療費通知につきましては、加入者本人だけではなく、家族の方の同意も要する事項となりますので、家族の方で同意されない方につきましても、当組合の個人情報相談窓口までご連絡下さい。

また、当健保では、保健事業や疫学調査等のために匿名加工情報※1を継続的に作成し、電子的な通信手段を用いてレセプト分析業者※2に提供します。作成及び提供する匿名加工情報に含まれる情報項目は、性別、生年月、医療保険の資格情報（加入時期等）、診療報酬明細書の受診履歴、健診の受診履歴です。なお、個人を特定できる情報は含まれておりません。

※1「匿名加工情報」とは特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報で、復元して特定の個人を再識別できないようにしたものをいいます。

※2 株式会社 JMDC